公益財団法人 里見奨学会

令和９年度　大学院奨学生募集要項【国立高専向け】

奨学生募集にあたって

里見奨学会（本会）は日本パーカライジング株式会社創業者の一人である故里見雄二氏により昭和 31 年（1956 年）に設立され、学業に秀でているにも拘らず経済的理由から修学が困難な学生への奨学金給付を通じ有為な人材の育成等をおこなっています。奨学金は創立当時より寄附者の『奨学生は奨学金の返還に代え学業で得た成果を社会に還元して欲しい』との意志に基づき、給付型奨学金としています。

奨学生については創立者が重要視した『志向性』が高く、新たなことに挑戦し次代を切り拓き社会に還元していく意欲に溢れることを重視しています。意欲が高くその実現に向けて必要な、「真面目」に「努力」する学生はご応募ください。

１．奨学生の要件について

奨学生は国立高等専門学校の専攻科第２学年に在学し、令和９年４月１日時点で大学院（修士課程）に進学し理工系（建築土木系を除く）を専攻する者のうち、学業・人物とも優秀で、かつ健康であって、学費の援助を必要とする下記の要件を満たす者であること。

家計要件： 申請者の属する世帯（独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領（平成２８年３月７日制定）第２条第３項に定めるものをいう。）の一年間の総所得金額が 800 万円以下であること

成績要件： 本科第１学年から第５学年までの学業成績が GPA 3.0 以上、
かつ、専攻科第１学年から第２学年前期までの学業成績が GPA 3.0 以上である者

住居要件： 次の(1)～(6)いずれかに該当する者（留学生は対象外）

(1)日本国籍を有する者
(2)法定特別永住者
(3)永住者
(4)日本人の配偶者等
(5)定住者で将来永住する意思がある者
(6)家族滞在で次の条件をすべて満たす者
- 12 歳に達した学年の末日までに日本国に入国した人もしくは日本国の小学校を卒業した人
- 日本国の中学校を卒業した人
- 日本国の高等学校等を卒業又は卒業した人
- 大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

２．奨学生出願にあたって

奨学生希望者は、本会ホームページにアクセスし本会設立の趣旨を理解するとともに、「里見雄二と『志向』」(https://www.satomi-s.or.jp/pages/intention/)より求められる奨学生像を踏まえて、学校からの案内に基づき各校内担当窓口へ出願してください。

３．必要書類

奨学生願書（所定様式・写真付）と次の書類を提出して下さい。

(1) 本科第１学年から専攻科第２学年前期までの成績証明書（原本）

(2) 推薦書

(3) 世帯の総所得証明書（①②を提出）

①世帯全員の「課税（非課税）証明書や所得証明書など、市区町村が発行する所得額が記載された書類　※令和８年度の書類（令和７年分）

②令和８年分の確定申告書（確定申告を行っていない場合には源泉徴収票）の写し

(4) 個人情報の取扱いについて「同意書」（所定様式）

４．奨学生の選考、採用スケジュール

(1) 学校宛願書等必要書類提出　**【令和９年２月８日締切】**

(2) 各校内選考後、高専機構本部宛推薦

(3) 高専機構本部内選考後、本会宛推薦

(4) 本会奨学生選考委員会、理事会をへて奨学生採用決定

(5) 本会奨学生採用者には本人及び学校宛、６月上旬に通知

５．給付金額及び交付について

(1) 奨学金は、月額80,000円とし、３ヶ月分を一括して４月、７月、10月、１月の各月25日に本人指定の預金口座に振り込みます。但し採用初年度は７月に６ヶ月分を振り込みます。

(2) 給付期間は、原則として在学する大学院の正規修業期間とします。
又、就学途中から給付される場合は残りの修業期間とします。

(3) 奨学金の受領証は特に徴せず、振込した銀行の確認をもって、本人の受領証に代えるものとします。

(4) 奨学金は給付ですが、将来全額または一部の返済を希望する場合には、本会への寄付金として受け付けます。

６．学業成績・生活状況の報告及び指導

(1) 奨学生は、毎学年度初めに各校内担当窓口へ前年度の学業成績表及び生活状況報告書、当該年度の在学証明書を提出して下さい。

(2) 本会は、奨学生の資質向上を図るため、適切な情報提供を行うものとします。

(3) 本会は、奨学生の実情を把握するために交流行事を開催することがありますので、奨学生は参加して下さい。

(4) 奨学金給付終了後、本会より連絡する場合がありますので、就職先・連絡先等の情報提供をお願いします。

７．奨学金の廃止及び停止について

次のような場合は、奨学金の給付を廃止又は停止します。

(1) 提出義務を課された書類を提出しないとき

(2) 学業成績又は学業意欲低下、性行が不良と認めたとき

(3) 停学・留年・休学等、その他処分を受けたとき

(4) 傷病・疾病の為、卒業の見込みがないとき

(5) 就職等で奨学金給付の必要がなくなったとき

８．その他留意事項

(1) 他の団体等の奨学金との併給は可能です。但し、併給不可の他奨学金の受給を希望する際は、本会に辞退届を提出してください。

(2) 奨学生に採用された場合、奨学金の支給にあたっては進学先大学院の在学証明書を本会へ別途提出いただく必要があります。

以上